

令和5年度東海市農政協議会（第2回）次第

日時 令和6年2月26日（月）

午後2時30分から

場所 東海市立農業センター 大研修室

1 あいさつ

2 協議事項

(1) 農業振興地域整備計画について…資料1

(2) 令和5年度農用地区域の変更内容について…資料2

(3) 地域農業マスタープラン（人・農地プラン）について…資料3

農業振興地域整備計画制度

目的

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること

仕組み

「農業振興地域の整備に関する法律」

(1) 「農用地等の確保に関する基本指針」

農林水産大臣が策定



(2) 「農業振興地域整備基本方針」

愛知県知事が策定

農業振興地域（市内約1,131ha）



(3) 「農業振興地域整備計画」

市町村が策定

地域指定年度	昭和47年度（県知事）
計画策定年度	昭和49年度（市）
計画見直し年度	昭和55年度、62年度、 平成9年度、18年度、26年度

農業振興地域整備計画

農業振興のための各種施策を計画的に実施するように10年先を見据え策定。

● 農業振興地域整備計画で定めるべき事項

- ・農用地利用計画
- ・農業生産基盤の整備開発計画
- ・農用地等の保全計画
- ・規模拡大農用地等の効率的利用の促進計画
- ・農業近代化施設の整備計画
- ・農業を担うべき者の育成確保のための施設の整備計画
- ・農業従事者の安定的な就業の促進計画
- ・生活環境施設の整備計画
- ・必要に応じて、森林整備その他林業の振興との関連に関する事項

農業振興地域整備計画制度

農用地利用計画

「集团的農用地」などの優良な農地の確保・保全をするために、農業上の利用を図るべき区域として農用地区域を設定し、その区域にある土地の農業上の用途区分を定める。なお、以下の内容を変更することを農用地利用計画変更という。

【1】用途区分の例

- ・ 農地
- ・ 農業用施設用地 等

【2】農用地区域として設定すべき土地

- ① 10ha以上の集团的農用地
- ② 農業生産基盤整備事業の対象地
- ③ 土地改良施設用地
- ④ 農業用施設用地
(2ha以上又は①・②に隣接するもの)
- ⑤ その他農業振興を図るために必要な土地

農用地区域 (約413ha)

農用地区域からの除外

農用地区域内の農地の転用については、農用地利用計画において指定された用途に供する場合以外認められない。ただし、農用地利用計画の変更(農用地区域からの除外)をしたうえで農地法による転用許可を得る必要がある。

なお、農用地区域からの除外は、6要件を満たす場合に限り行うことができる。

●6要件

- ① 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- ② 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③ 除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑥ 農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること

農業振興地域整備計画制度

東海農業振興地域整備計画の見直し予定

- ・令和6年度に整備計画見直しのための基礎調査を実施
- ・基礎調査の結果を元に令和7年度に整備計画の変更を予定

令和5年度農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更調書

除外・編入

受付区分	No.	変更場所	現況地目	面積（㎡）		目的	公告年月日
				除外	編入		
令和5年1月案件	1	荒尾町中大脇	畑山林	98.00		事業敷地	R5. 4. 28
	2	富木島町東長口	畑	245.00		分家住宅	
	3	大田町細田	田畑	1,602.00		駐車場	
	4	大田町天神下	田	291.00		分家住宅	
	5	高横須賀町成宝新田	雑種地	922.00		資材置場	
	6	養父町正神	畑	653.00		駐車場	
		小計		3,811.00			
令和5年4月案件	1	名和町蕨山、北蕨	畑	2,542.00		駐車場	R5. 7. 19
	2	荒尾町小錯	田	373.00		分家住宅	
	3	大田町天神下	田	512.00		農家住宅	
	4	養父町正神	畑	173.00		分家住宅	
		小計		3,600.00			
令和5年7月案件	1	荒尾町大高根	畑	848.00		駐車場	R5. 10. 17
	2	横須賀町天宝新田	畑	489.00		駐車場	
	3	高横須賀町社宮司	畑	242.00		自己用住宅	
	4	高横須賀町切通	畑	656.00		店舗及び駐車場	
	5	養父町森東	畑	614.00		駐車場	
		小計		2,849.00			
令和5年10月案件	1	荒尾町明倫	畑	479.00		分家住宅	R6. 1. 15
	2	富木島町西長口	畑	488.91		分家住宅	
	3	大田町細田	畑	1,096.00		資材置場及び駐車場	
	4	養父町正神	畑	2,553.00		駐車場	
		小計		4,616.91			
合		計		14,876.91			

用途区分の変更

受付区分	No.	変更場所	現況地目	面積 (㎡)	目的	公告年月日
農業用施設用地	1	大田町細田	田畑	124.00	農業用倉庫及び駐車場	R5. 5. 12
	2	名和町一枚畑	畑	197.00	農業用倉庫	R6. 1. 24
	3	養父町中川	畑	87.00	農業用倉庫	
合	計			408.00		

- 皆さんの地域の農業を発展させていくためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。
- 皆さんの集落・地域において徹底的な話し合いを行って「人・農地プラン」の作成（見直し）を進めましょう。

1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域において話し合ってください、次のことを決めていただきます。

〈地域における話し合い〉

- 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- 地域の担い手は十分確保されているか
- 将来の農地利用のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 近い将来の農地の出し手の状況（いつ頃、どのくらい出す意向か）
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）の役割分担を踏まえた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、複数集落や学校区等のエリアが基本ですが、地域の実情を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアに見直して下さい。
- 新規就農者や新規参入者（農業法人、企業等）も話し合いから参加できるように、広報、ホームページ等を通じてできるだけ幅広く周知しましょう。

2 人・農地プランには、様々なメリット措置があります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- 農業次世代人材投資事業（経営開始型） → 原則45歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方（※準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します。）
- スーパーL資金の当初5年間無利子化 → 認定農業者
- 経営体育成支援事業 → 適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方

☆ 農地中間管理機構に農地を貸し付けると、

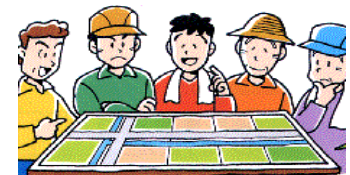
- 経営転換協力金・耕作者集積協力金 → 農地を貸し付ける方
- 地域集積協力金 → 地域で一定割合以上の面積をまとめて貸し付ける地域

といった支援を受けることができます。

3 人・農地プランは、定期的に見直してください。

☆ プランを決めても、定期的（1年に1回）に見直してください。

- 一年経てば、状況は変わります。その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう見直しをしましょう。



人 ・ 農 地 プ ラ ン
(変更案)

東 海 市

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
東海市	東海市（北部集落、南部集落）	令和3年3月31日	令和5年10月13日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	647ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	492ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	262ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	158ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	14ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	55ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、65才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、103ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地の出し手希望者が現れた場合は、中心経営体である担い手や新規参入者に集積・集約化する。

(参考) 中心経営体

番号	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
1	到達	阿知和 幸宏	ミニトマト、レッドアリー	28 a	レッドアリー	28 a	南部集落
2	農経	安藤 直孝	フキ	30 a	フキ	30 a	南部集落
3	認農	石濱 充統	ナス	54 a	ナス	64 a	南部集落
4	認新	伊藤 窓射	ミニトマト	24 a	ミニトマト	24 a	南部集落
5	認新	一般社団法人日 本蟻植物協会 伊藤 彰洋	アリ植物	5 a	アリ植物	7 a	南部集落
6	到達	井上 誠一	イチジク	101 a	イチジク	101 a	南部集落
7	到達	井上 忠夫	酪農	60 a	酪農	60 a	南部集落
8	認農	今頭 克仁	洋ラン	52 a	洋ラン	55 a	南部集落
9	認農	今津 盛宏	水稻	218 a	水稻	248 a	南部集落
10	認農	井村 真道	ミカン、イチジク、キウイ、水稻、野菜	370 a	ミカン、イチジク、キウイ、水稻、野菜	3,000 a	南部集落
11	到達	大村 隆仁	球根、タマネギ	83 a	球根、タマネギ	93 a	南部集落
12	認農	大村 正孝	ナス、トウガン	40 a	ナス、トウガン	48 a	南部集落
13	到達	大橋 弘卓	ナス	79 a	ナス	94 a	南部集落
14	到達	小笠原 暁	チンゲンサイ、水菜、小松菜、カブ、ブルーベリー、ミカン	200 a	チンゲンサイ、水菜、小松菜、カブ、ブルーベリー、ミカン	200 a	南部集落
15	到達	小笠原 敏幸	ミカン	50 a	ミカン	70 a	南部集落
16	到達	岡戸 謙始	ミカン	62 a	ミカン	62 a	南部集落
17	到達	岡戸 佳織	ミカン	62 a	ミカン	62 a	南部集落
18	到達	小野 勝俊	フキ	103 a	フキ	117 a	南部集落
19	到達	小野 剛憲	ミカン	43 a	ミカン	62 a	北部集落
20	認農	小野 恒久 小野 晃一	フキ	120 a	フキ	120 a	南部集落
21	認農	小野 久光	ナス	55 a	ナス	55 a	南部集落
22	到達	小野 陽紀	フキ	234 a	フキ	244 a	南部集落
23	到達	小野 久幸	フキ	163 a	フキ	163 a	南部集落
24	到達	小野 光男	フキ	234 a	フキ	244 a	南部集落
25	到達	笠木 鉄夫	タマネギ	127 a	タマネギ	127 a	南部集落
26	認農	蟹江 達広	ブドウ、ミカン	310 a	ブドウ、ミカン	330 a	北部集落
27	到達	蟹江 稔久	洋ラン	135 a	洋ラン	145 a	南部集落
28	認新	蟹江 伸樹	イチゴ、ミカン	60 a	イチゴ、ミカン	87 a	北部集落
29	到達	蟹江 由成	ブドウ	319 a	野菜	319 a	南部集落

(参考) 中心経営体

番号	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
30	到達	加古 邦博	洋ラン	65 a	洋ラン	65 a	南部集落
31	到達	加古 弘充	ケイトウ、ミカン	120 a	ミカン、タマネギ、ケイトウ、小菊	220 a	南部集落
32	到達	加古 博之	ミカン、ブルーベリー	231 a	ミカン、ブルーベリー	231 a	南部集落
33	到達	加古 光弘	ブドウ、ミカン	288 a	ブドウ	288 a	北部集落
34	認農	加古 好希	ブドウ	135 a	ブドウ	135 a	北部集落
35	認農	北川 浩徳	洋ラン、水稲	36 a	洋ラン、水稲	36 a	南部集落
36	到達	久野 多喜彦	ナス、水稲	231 a	ナス、水稲	242 a	南部集落
37	到達	久野 誠	イチジク、タマネギ	49 a	イチジク、タマネギ	49 a	南部集落
38	到達	久野 正雄	フキ	120 a	フキ	130 a	南部集落
39	認農	久野 光洋	水稲、果樹(柑橘)	220 a	水稲、果樹(柑橘)	300 a	南部集落
40	到達	小島 昭二	イチジク	50 a	イチジク	60 a	北部集落
41	農経	小林 博	フキ	79 a	フキ	79 a	北部集落
42	認農	近藤 功	ミカン、タマネギ	58 a	ミカン、タマネギ	58 a	北部集落
43	認農	近藤 輝明	カリフラワー、ミカン	256 a	カリフラワー、ミカン	273 a	北部集落
44	認農	近藤 由久	水稲	143 a	水稲	2,500 a	南部集落
45	到達	佐治 保範	ケイトウ、タマネギ	49 a	ケイトウ、タマネギ	65 a	南部集落
46	認新	佐藤 彰洋	サツマイモ、タマネギ	30 a	サツマイモ、タマネギ	120 a	南部集落
47	到達	佐野 正春	タマネギ	145 a	タマネギ	179 a	南部集落
48	認新	(株)ミス エクステリア 清水 貞幸	アスパラガス	8 a	アスパラガス	30 a	北部集落
49	認農	下平 兼善 下平 剛徳	洋ラン	16.3 a	洋ラン	16.3 a	北部集落
50	認農	新海 孝典	水稲、ミカン	8 a	水稲、ミカン	8 a	南部集落
51	認新	高比良 淳史	ブドウ	90 a	ブドウ	100 a	南部集落
52	認新	高比良 知子	ブドウ	90 a	ブドウ	100 a	南部集落
53	到達	玉城 豊	ミカン、薬草	88 a	ミカン、薬草	127 a	北部集落
54	到達	堤 毅大	タマネギ、ケイトウ	55 a	タマネギ、ケイトウ	55 a	北部集落
55	到達	富田 将司	花卉	142 a	花卉	142 a	南部集落
56	到達	富田 昌秀	フキ	105 a	フキ	125 a	北部集落

(参考) 中心経営体

番号	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
57	認農	西垣 和夫	セリ	393 a	セリ	461 a	南部集落
58	認農	西本 賢史	イチゴ	41 a	イチゴ	56 a	南部集落
59	到達	西本 昭子	イチゴ	41 a	イチゴ	56 a	南部集落
60	到達	櫛 智久	ミカン	415 a	ミカン	415 a	北部集落
61	農経	櫛 春雄	フキ	70 a	フキ	70 a	北部集落
62	到達	花井 佳久	ナシ、ミカン	140 a	ナシ、ミカン	140 a	北部集落
63	到達	花井 勉	ミカン、ナシ、ウ メ	226 a	ミカン、ナシ、ウ メ	226 a	北部集落
64	到達	早川 明伸	タマネギ、ミカン	117 a	タマネギ、ミカン	117 a	北部集落
65	到達	早川 豊彦	イチジク、ミカ ン、キウイ	196 a	イチジク、ミカ ン、キウイ	225 a	南部集落
66	到達	早川 初男	ブドウ、ミカン	160 a	ブドウ、ミカン	160 a	南部集落
67	認農	坂 祐次	トマト	100 a	トマト	110 a	南部集落
68	到達	坂野 透	鉢花	169 a	鉢花	171 a	北部集落
69	認農 農経	坂野 五十鈴	デコボン	137 a	デコボン	137 a	北部集落
70	到達	坂野 角弥	酪農	52 a	酪農	70 a	北部集落
71	到達	伴野 良樹	洋ラン	14 a	洋ラン	14 a	南部集落
72	到達	平松 諭	ユリ、ケイトウ	52 a	ユリ、ケイトウ	92 a	南部集落
73	認農	深谷 稔樹	洋ラン	49 a	洋ラン	49 a	南部集落
74	認農	細井 宣宏 細井 邦治	ブドウ、ミカン	162 a	ブドウ、ミカン	162 a	北部集落
75	到達	松下 明美	トマト、タマネギ	168 a	トマト、タマネギ	179 a	北部集落
76	認農	(株)美馬園芸 美馬 和弥	イチジク、野菜	110 a	イチジク、野菜	120 a	南部集落
77	認農	村瀬 光行	水稻、タマネギ	81 a	水稻、タマネギ	81 a	南部集落
78	到達	村瀬 義明	イチジク、ミカン	135 a	イチジク、ミカン	273 a	南部集落
79	到達	森岡 宏之	洋ラン	127 a	洋ラン	179 a	南部集落
80	認農	山口 直己	洋ラン	60 a	—	— a	南部集落
81	認農	山口 直之	ナス	60 a	ナス	70 a	南部集落
82	農経	山口 保博	洋ラン	57 a	洋ラン	104 a	南部集落
83	認農	山口 雄一郎	切花、タマネギ	111 a	切花、タマネギ	111 a	南部集落
84	認農	山中 正直	タマネギ、ミカン	226 a	タマネギ、ミカン	226 a	北部集落
85	認農	山中 孝信	トマト、ミニトマ ト	35 a	トマト、ブロッコ リー、ミカン	35 a	北部集落
86	到達	若松 宏	タマネギ	102 a	タマネギ	102 a	南部集落
計		86 経営体		101 ha		162 ha	

※「属性」欄の「認農」は認定農業者、「認新」は認定新規就農者、「農経」は農業経営士、「青農」は青年農業士、「到達」は基本構想水準到達者を表します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針</p> <p>原則として農業をリタイア・経営転換する農業者は、地域の中心となる経営体に貸し付けることを目的に、所有する全農地を農地中間管理機構に貸し付ける。</p>
<p>中心経営体が引受け困難な後継者が未定又は不明の耕作面積の対応方針</p> <p>後継者が未定又は不明の農地については、今後も随時アンケート等を利用し、後継者の意向について聞き取りを行う。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向

	農地の所在 (地番)	貸付け等の区分 (㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

地域計画（目標地図含む）策定の流れ

○ 作業行程（案）

作業 No.	作業内容	作業期間	備考
1	目標地図素案作成依頼	—	農業委員会へ令和5年10月27日付け依頼済
2	農業委員会システムによるアンケート発送	令和6年2月～3月	10年先の農地利用に関するアンケート発送
3	アンケート結果の集計	令和6年3月	（農地として）貸したい土地の洗い出し
4	目標地図素案の策定	令和6年4～6月	アンケートに基づく色分け
5	地域計画内容のとりまとめ	令和6年7月～9月	色ごとに中心経営体の設定作業
6	農政協議会へ報告・説明	令和6年11月中	地域計画（案）として、進捗も含めて報告・説明
7	地域計画（案）の公告	令和7年2月	縦覧期間2週間
8	地域計画の策定・公表	令和7年3月	公告完了後、市ホームページ等で公表